水鏡 中

和書門
類 二〇二八七
號 五三
函 七
架 三
冊

内閣文庫
和書
類 二〇二八七
號 三
冊 二六九
函 一
架

内閣文庫
番號 和 20287
冊數 3 (2)
函號 269 32

国立公文書館
National Archives of Japan

水鏡卷中

卅二 敏達天皇
卅四 崇峻天皇
卅六 舒明天皇
卅八 孝德天皇 大化五 白雉五
四十 天智天皇
四十二 持統天皇 朱鳥八 大化二
四十四 元明天皇 和銅七
四十六 聖武天皇 神亀五 天平廿
卅三 用明天皇
卅五 推古天皇
卅七 皇極天皇
卅九 齊明天皇
四十一 天武天皇 朱雀一 白鳳十三 朱鳥一
四十三 文武天皇 大宝三 慶雲四
四十五 元正天皇 霊亀二 養老七
四十七 孝謙天皇 天平勝宝八 天平宝字二

浅草文庫

第卅二　敏達天皇　十四年崩　年廿四
葬河内国磯長中尾陵

ひろくの御門敏達天皇とぞきこえさせ。欽明天皇の第二の子。
御母宣化天皇女石姫皇后也。欽明天皇の御世十五年
甲戌正月は東宮にぞおはしましける。壬辰の年三月位
おはしまして世をしらせたまふ十三年ありぬ。
一月に聖徳太子はむまれたまひしぬ。用明天皇は
御門の御子にぞおはしますめる。皇子とぞ申しける。
母君は堅塩媛とぞ申せたまひしぬ。
夏のまつりごとはいとかしこくおこなはせたまふ事
なくてぞおはしましける。むまれさせたまひしなりぬ。
十二月にぞあらせたまひぬ。

やうにてまつりたてまつるべきぞあくてあくこれるひとり
めしかしこまりたてまつりて佛殿のうちにて北佛門
あのまへにやすらく行幸ありてこれありて海をと
ひとりおりてまさりありつるやうにえのうちにたちく
かくやあまたぞつあまりのまとおばしてあるいまはあと
さて海にきへくりとぞへくあたのうへにゆ月
よなかあまりくだあとのとのわたくまひさかやく
しれ山月とそたりえたりる羅よりかくすのまふ
あはりてたくまつりるとぞありてよむべ
しとそおがえめるまよりてたりとなすあげの王
うつや中しへのぞりしれのうちふちをきてぞつ

とりたくよんさまりしとぞいみてきまりすてたりを
しりぞたりの門めぐはえたりおひくその王はたまのうちく
たりのよ作へきよりるぞたりれき二年とや二月
十五日聖法太子ひがしよむひくそれんをあらを
て南無佛とよれたりひさぞ年二ようそはあり行ぞ
しりぞ三年三月三日文乃ようとり聖德太子とあり
あてまつりていぞ記たへあるおへりくかりばく
おくしきぞと後はあくれ月日をとくはまでそのうつ
ぞうせたりぞかしかぞ文乃うちの女房さまち報者
まりとあるそひぞ記そてまつりたりまりぞ六年十
月とかしぞ百濟國より經論又あまさわりたり

ゆしをたまはりて、ひとりむかしの法門をあきらめ給ひしかば、
はつかのあいだにとくとくの道をあきらめたまひたまひぬ。
の衡山に住給ひしに佛教を人給へりさぶらひそれ經論
をきこしめしてまつりて住給ふるまぼ人給へんと思ひ給へ
る地とやうに給ひしかば、法門のさまざまをあきらめ
てぶんぢは六箇の道をあらはしつの道を過こしの者
しとはの給ふぞと給ふ。あまたかたの世に
事はおぼえ給ふるとやうに地とやうに給ひしかば、法門と給へ
てまつりてぞ人とうちあさましき法華經八巻
とうちうち給ひきるとぐうあたらしかりしぜ年と
やうに二月に太子より給づれ強論をひきん給ひて。

六歳月に梵天帝釈おりくるやうに給ひしく國の改と人給
ふ日地ものの教をあらはしとめ給へとやうに給ひしか
ば宣旨とくくるに給ひきぶらひ太子七歳より我とり給ひ
しぜ八年とやうに十月に新羅より釈迦佛とわた
りそまつりしば法門よりあらはして供養したて
まつりき山階寺の東金堂におはしましたはの佛地。
十二年とやうに七月に百濟國より日羅といふ人来
まりぬ。たまはのひ給ひもとく拍がうとしに給ひ給ふ。
日羅身より光をはなちてたまとなりぬ。たくまつる
とて敬礼救世觀世音傳燈東方粟散王とも記太子
又肩間より光をとりたちなりまぶくて人くとり

乃至ひさかたのあまつ雲のはるけきをはるかに海をへだてゝ
みてあるものゝ心をもてかの方をおがみたてまつり
しかるのちかの方よりわが国をいぶかるべしとの世の
うわさぞ。天よりあまくだりたまへりとぞ。
十一九月に百済国より石ぼとけ幷に経論を弥勒を
もてしてまつりたてまつる。蘇我馬子の大臣堂をはじめ
あまたの人々あつまりきたりぬ。元興寺よりはじめまして仏
ありぞ。十四年より十一三月に寺幷に大臣堂つくりき
く。先帝の法のごとく今はいまはまで世のやまひ
いまだ癒えず。そのゆゑ大臣仏法をおこすに極へ
なるべしとやとしかれど仏法をうしなひてはいかで宣

旨くだりしかば寺幷に堂をつくりおはりぬ。堂の
ごとくにたてまつりぬ。仏像をやどしたてまつる。
屋のごとくにしてはじめて雨ふりぬ。
屋もしらずはじめてかさをさしぞ。天下はじめて
て命をうしなひぬるもの数をしらず。そのゆゑ人多
くやまひぞ。
しはじめてびやまひおこりぬ。六月に
蘇我の大臣病ひをもりぬ。三宝をあつめ
てまつりぬ。ひとりぞ門をとぢこもりおこ
なひぬ。ひとりのまゝにて又堂塔を

はくりさ。佛法ひろまりやうくひろまりもてゆ
くーすりがくて八月十五日よりはじめてせうせう修ひ
まれぬるの所にてぐおぼえ侍りしかの中よりはじめて
くにぐにのありさま。諸よりあつまりくる田の水まさせんとせ
しかよりて僧の祈あり。面々にしるしぶれそうそう
をもちいりくあり。祈よりぶまくよりづちかちよ
きこえかちおされきるのごとしぶかとこすき
とりもちくうたんとせしぶづちぶれとあ侍
もとのなすまぐれしぶ戦とひくうんとひこぶ。
たりものいとくぶめまきて思とひくづさぞと
いもさぶいづちこくいとく海よるとまりけり

せくぶうれのて思をむくひんやまてくとれ本乃無と
はくりくあとをいきて作のこをうづくぶとみやう
よあくんすものひしかぶぶをのこいづちのいづ
とくくまてあくんぶ。ぶづち見をそぶれうち
くくへのがりまさぶ侍のまづをゆきてきぶむ
まれしとれぶくらあくぞれかうづをまくひてお
かしぶうあづのかくよりうがまりさぶ十くあ妙
て。方八尺乃ひをなはげきぶのくくい元真寺安僧
よはくんしかのぞのまれかのりさがくよ鬼あゆ
えあぶ東ごしめり祈つくくんとくひくくとぶまくい
鬼ゆんをあくとをゆくぶめてんくのひしつぶぶる

乃燈ゝをよろこびてすみやかにむかへさう
をもてなす。其夜よりてゝ燈さだくよ
のぼりて鐘とり鐘をうちて鬼きたれり。
まつ八郎よりてこれをうつまぬ鬼いかへひきいだはん
とすれどもつゝもへひいまんとすれども行よわくてはなら
まあけまんとすれ鬼もまびくかつぎをとるちなと
してあけさりぬ其あけてもなをすのてすりてゝ
くだぞれ妻のかるうちなるぽりてゝくあん血と
まりはるこのしんあるかもとへとうぶめ
ところ地ぞもへかはくありうりまるとぶへく
あひこりぞもねへとも為ゝざりき鬼

乃燈ゝの寶蓋よりはきあくいまざはるあわぞれまこい
ゝをふなりくゝをはるふはりきぞ寺代国とはく
まくはをあらせんとはせしよへくはまるけてゝ
をいまこせざりしうぞ千余人だりしてあるひ
ゝをこさりのをとれぐりを作くぞんかくちよたてる
ゝりとへくぬまてをてありしうぶは男又又百人
して引くゝをとりくあせ人の国代はるとを
てゝをとる国よへかぞへくをぐとそれあその
これくちとあさぐなりはきかくく寺田やくゝ
ゝあるゝりうぶるは僧は男法師なる事をゆ
りてさぞ世の人道場法師とぞゝ

二年崩
葬大和國磐余池上陵

第卅三 用明天皇

次乃御門用明天皇とゝもうしき。欽明天皇乃第二の御子母大臣蘇我宿禰稲目女妃堅鹽姫。己巳年九月五日位に御即位ありて二年。位に御ありて二年。位に御ありしとき。聖徳太子ゝ乃御とゝ相ゝ

そなはりまつりて。佛法をあつくうやまひ給ふ。御命あるに。佛法をよくまもれりかゝる。御ゝ。佛法門法のゝ例なりしに。あくてはぎの月。御病おもくなりぬ。大臣以下三宝とあがめたてまつりて。

御門

御ゝ仏像をあらせ給ひしに。寺屋ハあるべきさまゆゑ。

給ふ。ものの御ゝとうしてうまれの御ゝと。

もしのがせべきことゝもよ。我ゝ大臣いとゝ信ずる。

てあるべしとて。ゝもきぶつ。大臣のてふ。

きぶつと信ずる。法師と世ゝ。いきられしかば。

太子ゝ。きゝおよびて。我ゝ乃大臣のゝとゝ。

ゝ。三宝の御ゝとゝ。

ゝ。ゝ。

佛法と信ゝ。

の信ひゝと。寺屋ゝ。

太子ゝ。ゝ。寺屋因果とゝ。

ほろびぬと申す。ものきるまねとして法ひしと人あり
てなげの事を告げかせしこと。ぞやぼいとふりとの
命。法ぞ和とあつめ所ちかくみやのわざともとさば
事きまうえくたまれそのりとばらしてぞる命よこの
ようきぬくくとまろを法ひ一行よ。四月九日帝
うせ給ひまさ七月よりうくたまふそ大臣を法
やりおいくさをたのうしてゐる命とあひ法寺命
おかのいくさうずとまろざりしうば太子の法ろの
いくさをぐらとそれくぐこてぶまでまりうれかり者。
其の時よりまろ子大誓願とおもひ一めるでの本とろこの
日天王とまぐれんをそてまつりくぐうれうよとき

をそてまつりてぐまとまろの矢い法天王のし
まち法よところるりとの法ちせくぐりとしてい
ませしめ法ひしかぐそのや守命ぐむねよあるりく
あらどころよ命を失ひ。紫河勝をしてくびとおち
しめ法よ寺屋ぐのうしとはそぶれ大臣のあまて法り
ちくぐそのの書れはりこしまて守屋いちとし法
めるるりとそぐちの人いまあるまぐしくぐはる命を
いまろくく法ひしかるりとば。赤摶とぐり法り。
水田一万頃とるん法くこせしかくてあとし天王寺と
はくてはぐめくれしたなり

孝峻四　崇峻天皇　五年崩　年七十二
葬二大和國倉橋山巫陵
八

次は法門崇峻天皇と申き。欽明天皇乃第十二の法
子。法母稲目大臣女小姉君姫也。丁未の年八月二日位
につき給ふ。法年六十七。世をたもち給ふ事五年。位に
法き給ふ初めの年は冬の法門聖徳太子とよび
まいらせて此人を相とさだめを相し給ひて
の給ひしやうは、太子めでたくおはします。位よりこなた
は法令はおやけをおんなんへさせおはしますをよろしく給
ふと申させ給ふ人と、寅の年へいまさせ給ふまじき也
と給ひしりそ法門いかなる事とかくの給ふそと位
られしかば太子のたまはく仏眼をもつてあきらかに是ハ
傷害の相あり、と申給ひしかども法門は鏡をもつて見給
ふに何のあやしき所もなし。かやうに思ひ給ひしかば
おどろきさはぎ給ふて、太子に人々
に法門の御相は法さき乃世のはつれまでもつゝくべき法
事にあらびそその給ひし二年と申し十一月に
太子は年十九にて元服し給ひ、癸丑年と申し二
月に法門の御やくに太子はつくべきとて此大臣ら
ちょはいそぎしを申きまことにしかりの世はいかに
かぶり御法をあがむるやうなれども心あらしかし次
ゆゆしきことの太ましかども太子只ひとりとさため
給ふまへしと申給ひし程に十月に人乃井に
申しとたくまつりをまゐらせしと法門は崩じてげり一

九

なのらびとさぶらひくにぷぎきゝところの人を
あらーすまるたちまちおはせーりぢぷたるおはは
おどろきおびひく。世中の大事ーこのほどぢにより
てでいでくべきとくぷおろに勅宣をおこなひてぷへ
くよ撮あらせなどーてぷよ門のおはせろ
と極めくらしあるとかくしひおもーとぷれこひ
きんぷぐおに大臣よぷ門ぷまるとあんのおひはう
ひかるゆけきぢぷ勇をのおよこーろとおしひて。
ぷつとうーあひてまつるむとはりて。東漢駒（やまきのあや こま）とそ
人をかくしひてぷ十一月三日ぷろふとうーあひあく
まつわ寄ぷ安乃中ぷ人おどろきさはぎーとぷぷ

大臣その人ととゝへさせーめーうぷへくひ大臣乃ま
ぎぶふこそとまりてきぷとろく抱ひよ人るうりぷ大臣
駒を賞じてぷりくう乃抱ときあるせろくぷぷもの中
よ女房などのあるふをはぐかりかるて。お入（いでこりう）ふまるせ
くせきせーおよぷ大臣のひずめとあびくおーきぷ大
臣こののとおくぷお河きよりりてかこととりてま
よるあけくぷ多づくこれといきぷんだをろるるひを
もちくぷ門とーるひきてまりふとのひてぷをと
あらーかぐ弱さけびくぷれその時よ大臣のこをと
きりきぷんろくいるすとをりきてまつーしたとひむ
ーかぐぷ大臣ひ時のよくいろりくぷんとりてぷ

らとさたかくべとそりくく光大臣のひあきそのよ
くせりよ之ろまるもしるり

第廿五　推古天皇　三十六年崩　年七十三
葬磯長山田陵

次ぎ御門推古天皇とゝきき欽明天皇乃ち女御母
稲目大臣女蘇我小姉君姫也壬子年十二月八日位
よはさ給ふ御ー三十八世をもろしめす事三十
六年信よりきはひてあくる年辛丑月よ御門我多
き女人ありゝよ物をはらとゝび世のまつりゝの聖徳
太子よもはへとゝ給ひゝ世乃人よろづひとか
してきゝたまふこの御よ高麗よりたまはる三宝のま
つりゝ紙ー給ひしゝ世そのはきふあぐ皇子とゝ申

ぶをもひかりゝ事あまたさたくもたまとん
ゝ給りつるりゝとゝ六年とゝゝ月よたまと
き駒をもしめ給ひしよりひのまりくるきる
乃字の見もろさ紙ゝてまつりゝ太子ゝ給りく此馬の
中よりもきとそゝひ出ゝて九月よ此馬よのり給
ひて雲此中よ入くあとはゝあはりゝ磨とゝよ
人ゝ給とりゝ此馬の右乃肩よゝりつきて雲よ入ゝ
ゝ乃ゝる人ゝ給ゝきあさ給ゝ三日ありく
ゝ給りゝまひてゝれもの乃ひとくぬぎ給ぶを
よりゝりくゝるのゝゝ世はさりてゝりきこれりと
の給ひきゝ十一年とゝゝ十一月よゝたまはりゝ給

一あるとき佛像とぶらの鉢きれあがりてまうこべ
きこのおひしーよ。桑河勝をくるのでーう為ゆわ
しうばぐまもせてりーとぐちをでーとはくを
てきべそてまうりきぐをめくちをでーとーいぐ
ろうりまを地佛ゆ法勒とぐうひ法とゆりーー十
四年とーーー七月よぐ門ぐまがへりて勝鬘經講
したまへとーゆひうーで太子仰るろゆうゆのぐう
て三日衛ーどゆひきぐそれありさ海僧のおくくにな
ひゆくせーぐでたりーー事地ぐきれそのゆうよ聽
聞して仰り奏ぐきくれ奏ぐゆ法ぐはえ法ぐちら
きのそろゆぐさ三三尺ぐうりあるぐそりふりうを

しぐおきまーかるーしのそぐうーぐ御門その所よ寺を
てゆひきぐのきちぐかてうられるりぐ十四寺と
ーーー四月よぐ法門よゆ法ぐく昔もうてまつ東
ー經ぐ法ぐうの衛山とーゆ所をとぐう
まぐきてまつうくぐひうれる經の初ぐーれゆるゆ。
乃あぐせんとーゆひてぐ野のいをを七月よる法
あーへぐうりきぐあうるゆ法月よいをこ一巻よ
きうる法經とーてきまうる九月よるよいう
ゆうのうれ養ぐのよ入ゆひのく。七日七夜出ゆうーく八
日とのーあーくにぐまのーうがうゆ一巻の經あり。太子
のゆりうくぐ經ゆんうぐりうの世よ仰ーー生まつ

繼ぎたまへりしかばいまだ
御子の種絶えず繼よ二十四乃至
四種ハ文字なりとあるの給ふ。世九年二月廿二
日太子せ給ひしかば。世十九年四月廿
七日天皇崩ぜ給ひ。一天下乃人父母をうしなひ
ごとくなる事ときこえたるのみならず
一天ゆるがせ給ふ事あり。しかるを中ごろ
までとゞめぐるべきもの
人へとり給へれども。
よりてきかいりて。ぐ
まうくぐなり。天竺
りを法こゝ仏法

いりてく。二百年とゆ百濟國よりきりて。百
年ありてぐきの法へ
乃ちこゝふおゝぎりせば。守屋の邪見よそ國を
人きまてぐ仏ゆ。三十四年とゆ六月よ大
言ありてく仏りき

才卅六 舒明天皇 十三年崩 葬押坂内陵

はやまれた門舒明天皇とゆ敏達天皇の御子に
皮人大兄とゆ皇子乃ぬるゆ母敏達天皇の
はむとめ糠手姫ゆ。ぬ十乃年四月四日
位よ門き給ふ。十七世とゆ給ふ事十三年
なり。三年とゆ玄弊三藏ゆ

天皇へわたりたまふ事

第卅七　皇極天皇　治三年

次の法門皇極天皇とも申す。敏達天皇の孫におはします。舒明天皇の后にて御すましまきの御母欽明天皇の御むすめ吉備姫と申す。壬寅

年正月十五日位ふけき給ふ。世をさりおはすること三年。女帝におはします。七月より世中日でりして旱

はなはだしかりけるに、ちまたに蝦蟇とりはうげの馬子大臣の事とて

あげきてんげんかうとりく祈りひしぐ

なんぢ雨ふりきぬ八月より雨降りて河より

行幸しおはしまく。空をあがりて天よりあつまりて行きもの

おはしまかぐらまはせば神なりあくぶりて五日を

過ぎぬ。世中これをとり百穀ゆたかのりきぬ。かんぐ

ばくるまの十一月十一日そぐに蝦蟇に大臣に入庫。

そもそもこれとのたまふ。聖徳太子の御子山

まこと二人とうあむきくまつりてきぬ。くさを

おしていのぶに文をかくうんくせあるてまつり

ぬ。太子の御子大兄王と申しぬ。敵とり

ていのおりしてあるをさそれいゆげていに海

山に入給へしにのうぐいくさ火をとるらくぬの

御子文とやきてぬ。この中をんてうぬ。御子の事。

ものを大兄王のおわとおもひてくゆりよきぶ大兄王六
日といひしよりのち雨よゆりきたりおひてかぐ沐を
はらげくちちひおもひしくで。煙雲よりのぼりくれち。
仙人天人のかぐらあらられく。西よりて飛さりおも
ものさ。えをとものちをよ。楽のこゑきこえしくだ。色
をんきこしくしくいはりふ礼拝とありきいるかぐち
乃大臣ものまをやく。飛くくしてたるれはのち流う
しるひをてまつまりぷれう。ものさくしくせよあるべ
かりひと驚歎ばりさ。こ年とりしこ月。天智天
皇の中大兄王ともしく。法興寺をめてまりとあて
ばく行ひしく行よ。ぐくりのぷりよはきておらく

ばりと。鐘見のとりてきてまつり行へやもしくと。王
ものうれしきことかぎはしてぞ。ものりぷあひあぐも
よりぐすの。嶽へぐそうく。ものくあくせてまり門
ものりひて。其ぬと。唐のうまをを。門乃ぬうろ
ものをぬうぐかしぷよ。ものりたの。色あしき事もぐりれき
行のおとゆへよ出くるあとぷ十一月よ大臣。蹶を
ものを入廉。ものとはくりく。内裏ものとくよ。文門とい
ひく。我ものもをぐこれ王ものとぐ。ものぷ十人へ
のつるの。ものよものをくへ。ものをおへよいさく。かを立ものき
ぐりまぷかくて。ものくへよ世の改をとれるぐごとくか
ものかぐぷ門入廉ものとうかりんのぬんありぷぷ。

天智天皇乃いまだ皇子と申しゝもはなはだしくこゝろ乃
まつり事をはらのうちにおぼし立しかども思ひ乃まゝ
ならざりしに入鹿ほろぼされし後に鎌足皇子
をすゝめ申てまつりごと蘇我倉山田石川麿が女
をめとりたまひあはせたまはりてさいはひをはかり給
ひき鎌足願をおこして丈六乃釋迦佛の像を刻
したてまつりきこれ乃山階寺の金堂におはしまし
佛也その後佛なり六月に法門大極殿に出給ひ
高麗入鹿をめしきゝ入鹿参りてよきさがしまいりぬ
人乃ゆきゝをとぢまつがひさくぐらよりはなちたるな
む給ひしに鎌足なりともかはさみにけれ

いひさし給ひしくさゝちをところせく庭にまへ給ひつゝ真
後十二門をさしかためて山田石川丸にて新羅高麗百濟
あの三韓乃表を申させしめ給ひしに石川丸これを
けれ給ふやといふ乃うちにおぢ恐おのゝいてふるひやかず
むなくしたまへこゑのみなりにけれ入鹿いかなれ
むかくおぢとゝれ給ふぞと問しかばたちまちつきた
てまつらんと恐思ひたるありと申てかなしかな
くびをきるべきあなかしこそれを無きさるべきを
まうさんとちゞ恐きおせをならしてよりしかば皇子
そのひとりをあひぐし給ふく入康がまへにすゝみより
てうち入なしてかさをきらせしめ給ひつゝ入康おどろき

さらさうれしさに父臣をきゝわつぱ入康御門にむかていはく。
わまたなはのどのほどといかなるを志可給ひしぞ此年
なをうけ給はりてんとききぱ御門おもきにおもむく
ひさしぶりのことをそとへ聞給ひしかど王子いつかおもはく
くの王子をとうしまひぱ御門の御くら井をかさね宣なて
ゆまつらむとすかに申給ひしかどぱ御門きまらてうち入
給ひよろこびおりつ井にいのちかぎらくきわきさぞの
いち入康がかたぞ〇とぱ父の大臣にまりまかせしるぞ大臣
おはきにいろくぱんぱりて余をほろがりてぱ大鬼道に
墮てぞが此一門時の程にほろびうせにしぱあの時とぞ
おぼし給ふが但馬國に人ありきぱおさなき女子をもら

まゐりきぞ其子庭によるいあまたれし程に織りし鷲
いそきまいりてぱ子をとりて東をはしりて飛きりぬ父母泣
かれしめども其ゆき方をしらしぱ其後八年といひしに。
その子此父あるのゆかりありく丹後國へゆきうくやどれ
る家にめの上ハ何事ぱ井に捨れて水をくむこの屋
どれが男ぱ井此をとゞめてあつをはしむくなてる程に。
その村の女此まゝハどもきゝてりあつまりて水をくむとて。
ありけるかの上のくるなりつれきをとすとひそく
げまでぞられしとおもむ程にぱひめ此まゝひべりもぱとの
きハまし此くむのこしぞらしぱいそでまつてとがいはく
せうはいそべきうちゑあかうらしつべめ此まゝハあれてし

なりとうかがはゆゑ男女をめしあつめて
をうしなひたるものとやあひうしなはるゝ
ものとをたゞすべきなるべし。うせ
のぼりて侍るべし。鎌倉わたられきこゝとりて。西北かた
よりきこゝうてゝ。ひとかたうんとせ
ず。行ゆくなくこのゆくびりあり。鎌倉のはてのあり
はゝろき。恐くくらぐりき。我ちごれうくこゝをとゝのへて。
とれりたにより。てやりおろう侍るべきなり
あひうるかこゝとの事をきくべし。我ゝ兵鎌倉よりとられ
ぬ。月日過ぬ事はきくべしあさ海ゝおぼえてゐた
かれ。ゝ事をきりはゝ兵人の命ぬきき

ゝあるゝ。海ゝ海ゝ侍る事あり

第廿八　孝德天皇

白雉五年十月十日崩　治十年
葬河内國大坂磯長陵

次乃帝門孝德天皇とゝ申ぬ。皇極天皇乃兄弟御母欽明
天皇の御孫吉備姫也。己巳歲六月十四日位につき給ふ。
世をさり給ふ。十年也。皇極天皇八位をゆづり給ふ天
智天皇ぬ。ゝ皇ゝ。ゝ。ゝ。讓ゝてゝ
ゝの給ふ。皇ゝあるべきゝ。ゝ侍ゝ給
ゝて。鎌足ゝ。ゝ。ゝ。ゝ
あゝゝ。ゝ。鎌足ゝ。ゝ
あゝゝてゝ。ゝ。ゝ
ゝ。世ぬ人のうけゝ。ゝ。ゝ。ゝ

しとゝ行幸ありかたのこと
なれば。あれらよりみてゝ行ひしりたひ御門は極
ぼりさてまろり行幸さぞ。又天智天皇乃ものの乃法
ぬ。僧かくまつれしぬ。
さして。出家して吉野に入給ひよりて此子
あるべらよかくくへたくまり給ひしりたぬふ
ひ御門さ行幸給ひしりぬあくて播磨犬化の
行幸なむとくへく。所給ふ。あんはじめて行幸
二年は道登とのひしりものぐ法隆寺はじめ
さるゝ也。御世は元興寺は。智光頼光とのふ二人
の侍ありきぬ。おくれくよりの同所にて学問をし。頼光

身はすゝはとめもなくぬまる人はあひて物のどのよ
事もれしぬ。あいくて月日をとゝ法智
光あやしんとおもてはふ法はくハ行てするそと
やくどもあつとのらるまるぬくて行ひの
年と法くく。教えう坂よ紀智光歌くく年来乃友
ありきぬれるあるはあんぬをこなひもはるも
なくぬとぶはくくしくくりつまぬ後世ものこと
法はいとあはうれとも思て。二三月乃程頼光が
ありあもとせ法へと仏よ行ぬ。智光ゆめふ
教えが居とる所へ参てみまばぬくんうれく
めでたし。智光もまるいうるあそとゝへぬ教光見八

極樂なり。海あれば、ちよ行つきは生れぬる所をかんする
なり。海のあるべき所ふなのしびさかりのねとなつてり。
智光これ浄土と称ずるは、方也。いろでうかてんとなつ。
光。海はせるをもてなひとをば、をいろでこのびあるよ
ゆゑまゝむとなつ。智光。海せるよあるしはきせる彩色
しなつぶり来。いろあつてびあるは生れ給へ海ぞをいつ。
形光のいろでう知ん。海ひしーつ。極
樂よりむまれんるのいろかくれば、もろだびくへり
よのものとすて地のいるものとかゞめてぶ中より弥陀如
相好浄土の莊厳を觀じておがくみのしーをはりく
まのふむとれくなるなり。海ふるぶれ苦根をとれ

なて浄土へまのるべきなれよいものざいろ海とつて。
智光きてぶ。ひくびひくびあてう決定しく
往生とべきとくひしろで頼光佛より同さてまつ
とくく智光とあむどして、佛乃法へよりぬ智光
佛を禮拜してまつりくびりてびて
あるまのいろへきくゆきぶ佛智光はぎくの法く。
佛乃相好浄土の莊厳を觀じへしと。智光びたん
法厳ふ法も眼をたをしろ海尼夫ふいでう光を
初ずへきとしーかぶ。佛右乃法をたしびなひて。
そなこでろのろりちいさん浄土をなりなる
ひき。智光夢まくひ浄土はありる海とうし

かくせて、朝夕ふれを觀じて佛菩提をまいらせ給へば佛道にいたるべきよしあり

第廿九 齊明天皇 治七年 年六十八 葬越智大間陵

次のゝ齊明天皇とゝもきさいれ皇極天皇とゝもし女帝の又ゝ位につき給へるなり。山外廿年正月二日伝法はきたる世をたゝり給ふ。七年なり。二年と申しに鎌足病をうけたまへり。百濟國よりきたりて法明と申し。維摩經とゝてこの病をいのるに門外にたてまつりて法明經をよみたてまつれば

山階寺とゝそ〻維摩會と始給ひしなり。ゆゑに智通智達といふ僧なり。智通は玄奘三藏の法相宗をうけ給へる人なり。智達は義見と申す僧なり。百濟寺にあんとゝもしるし。恵義といふ僧あり。義覚がある所をよりて凡まこと。ひろうらふひろりとゝもそり。恵義あやしく思ひ給へ。ひそかにまものゝをとゝやりてこれが義見法をとゝけるにより。そりとゝもそりとゝもあり。恵義ひのさまをみて思ひ給へ。ひのゝ日ひあんくよりかゝりたり。義

光孝子にかゝりしとき、やまひしけれは、ひとつ心経を
よみたてまつりて、百反たらすよみおはりぬ。めと見え
あけくれむかし乃うちとけしめくりよ夢にそてをさ
らにならてこの庭のあけくれを思ひかなしみ事
めくれ思ひそめむかしを恋てまちをめくりて帰
まゐりしかはかのことくかゝるよしとはりもとさいまつり
しめたまへるみちのゆふかたにてまさ心経をよみたてまつりて
まうりしよりきよおりはなやらよ夢にそてもあく成り
みちのくおれハ般若乃かしきありとなんいひし。心より
万法これむかしと思ひとく。観念のいたりけるとお
ほえさくおそれにてもましし事あり

第四十　天智天皇　治十年　崩　葬山城国山科北陵

次乃御門天智天皇と申き。舒明天皇第二乃御子。
御母斉明天皇也。孝徳天皇位にはしまし給ひし日。東
宮にたち給ひき。壬戌乃とし正月二日位につき給ふ。在
位十年なり。七年と申し七月十三日。
鎌足内大臣になり給ふ。此御時はじめて内大臣と
いふはいできたまへり。此姓は中臣と申しゝを藤
原とたまはせき。大織冠と申し。かまたり給に
はんちきのあかしによりしかはとしもあまり給
むしとれに御門行幸し給ひて、おほしとく事
あはれのまへにかちと位をあらはし大臣にまかせ一両

きりは侍らむ。何のゆゑとかいふべき、侍るべきことゝや侍らひしとき
おしめして、法門御沙汰はむせびてうつして物語らしめして。
これをとく故あ郎等と又大臣の家におもらして侍りけるを
とてはきく此法門の法うし給へる扨侍りけりかぐらを犬
侍の中すらにくてはづべき人ほりなあしつれひとりかく
きりがたく思ふものこれおはしければぞくの法門大臣の末
とめぐみくくはしおろの恩とうかしはむくふるべしと
の給はせて太政大臣にあげさせてまつり給ひけり。侍
給ふとぞその時の人へ申あひきりしかども侍りけるは
うめきたり又侍しかりき。内大臣は威徳公を太政大臣と
申しけること申しあひたりしなり十六日より

法界よう世給ひまことに御門あげきこえ給ひて給ふ事
かをりあし法きふ中侍つらやう法つも王子とも。
大臣ものまめ侍あをくかてせしは法くは門とうらくさ
てまつり給へてありしげにけるにかうしはんすせまのちほ
法きき給ひて名あまりの所ますでかうかんによろしき
扨侍りしかより給へ家は法年此様のうちないけれは
あだおぼししかたくさむへき母をあしんぬちしまる
ちよう八おぼきをむ給ひしか事はるさくおぼしつつ
くるよげふあとりと法門の法んのうちそくしそう
座主侍ましらせ大臣は大中臣義氣子卿の子に
おそれ十年とか申し正月五日法門の法子に太政王

ぶとーーと。だ政大臣はあーそてまつりたひさ。
ぬをあり給ひーぬあをあどめで立給べくりーと。
はつ門のぬをとくに東宮ーそ八ばくーまーくかぐぬく
なり給ーりーふーそ九月よはつ門きいるーびばげさ
きーかぐぬあをことーよびそてまつりくぬぐ病ばを
くありーをとぬーはは信ゆづりそてゆつりてんとの給へ
せーかぐぬあをあくべをあ事ぬを作ーひ為よ病多
給わ。后をよ信くと攘をそてまつり給ひく。大友乃太
政大臣と搭政とーー給つぐさかりぬれはつ門乃御ーあ
よ佛道とをこなうんとーー給ひくぬーあーてかくべとそ
ぬて吉野山よいり給ひよれぬーて十月よりぬ。大伴太

政大臣はあをよりて給ひーー十二月三月御門はーーり
をてまつりくぬ山をかべおりてをやーー中よ入く
うせ給ひぬぬーくふかーーすーーいるをきーす兵御
をつのかーーるーーとぬーをあをくまつり

治十五年崩年
葬大和国檜隈大内陵

第四十一 天武天皇

次乃天ぬーを天武天皇とーーき。舒明天皇の第三宮
御子御母斉明天皇おーり。天智天皇の御世七年二月よ
東宮よをーーー給よ。癸酉ぬーー二月廿七日信よ御き
給よ世をとり給つ十ぬ年世ぬのかーーぐーーー海の
をてい信をつぎ給つーーりかぐをぬあをぐーてて
御き給ひーーりぬ世をけぐき給ひーーーる。天智天皇

乃ちこの此中よりなりぬ。天智天皇十二月三日うせさ
せ給ひぬ。かゝる間大友王子位をうばゝせ給ひておく
るゝ。此月ようとのの法門をこゝろざしおこなはせ給ひて。
出家してゝ世を捨てゝ入給ぬ。世をすてゝ
大臣のもとゝをよつてあををおこなはせて。吉野乃宮とこの
こゝろをこゝろざしてまつらむとおもひ給ふ。ぞもりき
あくるよ。ぞのれいりの此ゆよ天智天皇乃大臣をこゝろを
はくんまうとして。人をまゐらせ給ひ。これつゝの
をゝとこゝろをしてまつりつべきのしるしをこゝろざさるべきを
よんにこゝろきの此をとふあるに。ぞのをゝ
ゆるすべきよしこゝろの此をとゝめゝをゝ
ゆるすべきよしこゝろの此をとゝめゝをゝ

かりあんとつまをゝ人ありぞこの家よりやまのの
ぬまでとこゝろくよりこの法をとゝをくまもり
しめゆるすべきよ人もありきさ大使皇子の法のそこ
乃法門乃法をもとめあるりこゝろぞのあの事此の
ゆまを法華経をしてゝ法をゝ吉野の
ぬまよりぞ法をとゝめゝをゝ病をはくゝ法をむ
命をとゝをゝ人をあやこゝろ里ひつゝよおもいはる
ゝ我身をこゝあをゝ法をゝむよりぞこゝろけ
てゝあるゝ家をとゝ行ゝて皇子をとゝひきゝ
をゝてまつりくゝ拾をものゝ法をゝすてゝあをゝ乃方
を入給ひしゝこゝろ縣大養大使といひしものあむ

をまそてまつりて馬にのせてそてまつりてき又后(こうごう)をも
あまたのせたてまつりて御子たちは皇子二人舎人の
ともに廿余(よ)人女十余人ぞはべりきつきてまゐれり。
其の日菟田といふ所にいたりてつきたまひしかば猟人
廿余人をさぶらはせてまつりて美濃の国のむかへせける
馬卅疋(ひき)ばかりありけるをそてまつりてしてそのよねを
おろしすてて[illegible]人をこれ
のせ給ひてくだりて[illegible]国にのがれ[illegible]
国の軍(いくさ)あまたさぶらひそてまつりしにおひてて
あくる日伊勢(いせ)のくにのおほしてすてたてまつりて天照大神(おほんがみ)を拝(をがみ)
したてまつりたまひて其の国の守(かみ)五百人のいくさをひきゐておほ

こうしてむかひ[illegible]大伴皇子三千人のいく
さをひきゐて[illegible]
[illegible]
[illegible]六七月日より[illegible]
大友王子とたゝかひ給ふに廿一日にせめきたり給ひ
しに大友王子左右(さう)の大臣あひともに橋の西(にし)より陣(ぢん)を
とりて[illegible]のいくさ雲霞(うんか)のごとく
ましてのがれず[illegible]
[illegible]皇子のいくさやぶれて皇子も大
臣[illegible]命(いのち)をのがれて山に入りて[illegible]
皇子みづから[illegible]命(いのち)をうしなひてしかば廿六日

まそうぶくびをうめてあつまりよりたくまつり。
廿七日よ右大臣ふじわらのさねただ大臣ありけれどもたれ
わりの人くはみをかりあつまりあるはほくはりきあつまで
こちらはでいくさにちうとのれまうくんくはりうさ位
どもをはらせ七日内八皇子はをじうておいせ
うへのぼりまつりあめてをたくしあつまりそうかくく
ちくづむさてまつりはらしてまつりはるとおあづちり
この内よのりはひしまつのぶ彦ようはるにありよ
しこうはるあまぺ八月よ沙門鄂よ共えはうつわ
はらひまつりぶはくてよりはすじめあるろ
きはさてまつりはらは年号を朱雀元年かぐで

中はるましおくるかはしはよ三月よ俗法ぶよりまろ
きこうぐとまつりはうぐ朱雀とのい年号をを
白鳳とぐかつれるぺ三月よかてしてあめてく
めて一切經をかしめはらひ九年とやしし十一月ぶ
后ぐめ市病めよわるく業師でをはくさせはひ
しまり。十三年と申しぶ沙門きいあるびおり
ものしてぶくをはぐめはくまつりく。百官大安寺
まあうでぐ。はの内びまるかしてはうををこかつんとお
がとぐ形あるをはしこうぶはるぐてやこかんや
とぐそくこひ定業うりとぐ三年共沙命とのぐてまつ
はまはらへぶ形をとげさせはくまつんと形ぐ

に御門は位を命のまゝに給ひて侍らんと申されしかば。
御病をなほしたてまつり給ひありしかば。三年乃あひだ御即位
ありし給とうつして難波乃ながらく借宮しろしめす
御門は位につき給ひて十四年と申し十月廿三日でん
わうにくらゐをゆづりたまふ黒氏姫川女がうみ奉れる御子
給ひき。十五年と申しに御やまひにてうせ給ひぬ。
きうにてまつりまして。朱鳥元年と年号
をかへられよ年。大伴皇子は天智の御子
擬大友皇子よりく。三井寺をつくり給ひしなり

第四十二 持統天皇

大宝二年十二月十日崩 年
葬大内陵天武同陵此後火葬

此持統天皇と申しき。天智天皇乃第二の御女

天武天皇乃后也。御母山田大臣石川麿女越智娘也。
丁亥乃年を元年として。第四年に位につき給ふ。正月
で世をしろしめし給ふ事十年なり。七年と申し正月
みぞ譲位ありては。ましまし給ひ。十一年と申しに位
をゆづり給ひて太上天皇と申しき

第四十三 文武天皇

慶雲四年崩 年廿五
葬大和國檜前安占岡上陵

此乃御門文武天皇と申しき。天武天皇乃御子に草壁の
皇子と申し皇子の第二子。母元明天皇なり。丁酉の
年八月一日位につき給ふ。御年十五世をしろしめし給ふ
事十一年。三年と申し五月に役行者を伊豆の国へ
流しつかはしてき。その役行者は大和国の人也。

ゑろく抽とあるひぬゆくこ爵とあるひぬく世三とは
初一年まわぬぬうづらきゆ山よりありあてぬ三年倫乃
行ぬうらのうとうさ抽とうぬ行ぬのとうひ抽ーうあ。
孔雀乃神呪とすすもちろくぬぬうくぬ抽とくみえんとはぬぬこ
ーさぬ主久のきよ爵のりあてぬ行ぬ倫えよいうり。畧神とはうひ
て抽とうすせだうさまとうたぬぬんうけとはうづうき
乃うこのうとぬぬし抽とわうせうぬの畧神どもかいひ
ーうはぬるくいうかをうとうびうくけづりかうくのへ
くすでふわうーはぬめーあよ。行者いーかをあうぬわ
て。初るうもすうそかうちをあうーてうう抽とせ爵
ーをひうあかをぬーみ神。すうがうちのんふくきこ

とうとうらくぬをとくよ爵くだうわうーはうう
かうぬ行者いうりて。神呪をうちうくぬはひうとめーみ
神をうづりうくぬふのうそうよなけいまてきぬ抽
ひうとかをぬーの神はの門よちうくはぬうひーへよ
はきてぬれいはのの抽うあーれんとわようとへを
うづむうのうり。倫行者のんうぬをかうーけうてま
爵んううちうと中ーうぬ宣旨をうぬづうて行
者とあーはのうーすうぬ。りちんそうーよ爵あぬ
ぬてうーうべ爵ちううもをうまぬてはうひ抽りまい
ぬうくはぬすーをすーうう。行者の毎をめーうこれ
すうわーりはうどうくてぬ毎ようりーんぬうあよ。行者

まのまうしをぞ伊豆乃大海へいるぶつりうきう
よぞ乃ハおりやけよまうぐひしてまつりてその海よ
ぬ。よ海そ姫ぶ乃山よりてをとこなひき。六月よ法門
丈六の御ぞう像をたくりそてまつりんとて佛原のら
かりんをとりとめたひしよ。ぞ人ありゆりうだ法門
大安寺よ約束ありて。佛乃法をへよ掌をとあ玉殿
殿をたくりたひくぞ。ぞれ佛師よあえて。ぞ佛を
ぞりたくまつりぞ行ひしよ。其夜乃ぞ夏
よ一人の僧ありくぞ。この殿ぞ佛をはりてまつり
しハ化人也。ぞきてうべきめりんぞたひよれ行師
よあひたりしをもなを我をのつよびきあるへ。ぞと

ひよ紀繪師よあひたりしをもぞ。ぞ乃ぞ第ぞ代あやまり
かりしぞ。ぞ乃ぞたりきなりんかぞんを佛乃法おりし
けてぞのうりたりしをぞ。ん彩を礼したくまつりたり
をぞけなめもあしたりぞ。ぞれ日ゆもありすて。三
身具足したりんぞ。ぞかりとりるは應身の御也。
ぞ乃ぞをうりがよる化身乃相ありぞのひりしきりを
釈ずるを法身の理なり。功德乃すぐれたるを見
よるるるはなりべしとき。法門師義さあたひ
ぞ。如来乃法殿よ應したりぞ事とまつりたひて。
殿ぞりぞりるかぞ乃人を佛おようけく五百人ぞ僧を
請じて供類しそてまつりたひき。実の功德

とおぼえ給ふ事しるすあり。ぬのはをしきひとを
てもるへ給へ。ふるめでたき事ありけん。四年上
ゝ三月よ。道昭和尚とゆ申し人乃むろのうらよ。
ありつゝ。えんちくかうばしき事かぎりなし。道昭
和尚とらびくびはりとゆんるやとゆ申よ。ぎ子こゝ
ゐゝとまるへしゝば。道昭ものかゝひそといひ行
よむろよりえいでゝ。新代庭よりぐやひさ
くてゐひりめをさしてゆきさりてのち。道昭
繩床よ端坐して命をとりめしゝば。ぎ子ごゝも穴
をもらてゐりくぐ代骨をとゝむとせしゝ。像
よ風ぬきてたのぶあをあくゆきうるひてきゝ。日

なよ火葬ゐあれよあんはゝ。ぶまりゆゐもゝ。五年とゆ
ゝ三月よ。不法等中納言よ。ならをひて。唐でその
日大納言よりをひよきそ代とそだぶゝ。ゆゐ
使の行者伊豆國よりゆへされゝく。京よりその
ちそゝくゝとものゐりて。我分の草庵よりの母乃居とゝ
持ゝりゐをて。唐へゝゝゝゝ。ゆゐりよ代ゝをゐゝゝ。
五とゐゝ代ゝゝゝ。三年よ一度ものゝゝきゝ。
帝ゝ代ゝゝゝへゝゝきゝゝ。ゆゐ代ゝ
ゝ唐ゐゝくゝ。ゐ三代仙人ゝて。ゐゝゝすゝゝゝゝ。
ゐゝよ。二月丁未日釋奠ゐゝゝゝゝゝゝ。
ゆゝ。三月廿一日よ。ゐゝゝゝゝゝゝ。

せてゆきしかば。大寶元年と年号つけきこれ後の年号はあひはぐれたるなりそこまでゆえびはるかにそこ
ゆきしに七月よりそこばくたち馬にのりてあくの
ひらちよおのりたまひはやくもりよし。宇年と申
し十月八日大極殿の西はしの樓のうへに雲かゝり
おのづから年号を慶雲とかへられよき二年とやしよ
世のうちおさまりてすでに人おのおのまうでて追儺
とのことはさらにあらずなりぬ

才四十四 元明天皇 養老五年十二月四日崩年六十一 葬大和国添上郡 奈山陵

次の位は元明天皇とぞ申す。天智天皇の第四の姫女
は母蘇我大臣山田石川麿はしめ嬪姪娘也。常は

文武天皇の位は母よりおくりたまひ
十よぶをとびはいでうせぬ。聖武天皇はいまだ三
歳におはしましける。聖武天皇はいまだ八歳
にてこそ位はなりたまひしかども
なりわかせたまひ
ひ。聖武天皇は七月十七日位はきはせ
世六世をたもちたまひ七年ありて五年正月十一日に武
蔵の国の銅をはじめてまうでたりしかば年号を和
銅とぞつけられ。二月に左大臣はなりぬ。四二
月に新羅の使ひ来たりしかばとあひ

ものしるぞ不法なるその使よあひ法ひまさ。昔より勅政
の大臣あるべきハいまだあらざる事也。されどもこのほ
ひむ[illegible]ものとあらんにあり。とのゐひしらば使ども
疑をなりて辛しさてまつりくぞ。ものしりくぞ又産
よはさて使ともに大国にいやしきものなり。王の
仰をかうぶりくぞ。ふまいまつりさいひひ
おもぶ[illegible]きありぞつ。ものかう[illegible]
さてまつわぬ院おそ[illegible]事ものぶりあ[illegible]とや覚。
國王大臣もとにもとまるがひくぬるまひ法へきふ
こそぞ。ものあるべかるおもむきぬ異國の人は一の人
ぬあ[illegible]法ふ事ありなどぶ[illegible]

同三年三月に難波より大和の平城の京へ八ちや
うりぐ。たゐ京の條坊とぞ法ひるまれりさ
きくを代くはのよんやこうりもぬとも
あるぬとぞ法ひ。同月に石法寺興福寺とも
しあるりなる京ようしそて法ひき。同六年
ぬくれ京の名とぞ。ぬくれあるものの数
と目録とさせめ法ひき。同七年十月維摩会と山
階寺ようしあるとなひ法ひ。あの貴ハ九とろぬ
てあるまつる。其の中ぞくてあるし字二年
よぐあり法ひ。同八年九月二日位とぞ。ぬむすめ
元正天皇の弟高円親王とぞきあそ法ひしよゆわ

あてまつりたまひき

才四十五 元正天皇 天平廿年四月二十一日 年六十九

葬佐保山陵

次の帝元正天皇とぞきこえさせたまふ。文武天皇の御おもとこれも
元明天皇の御ものがたりにおはしましけるとぞ。元明天皇位をつぎ給
ひしに御母藤原宮とぞきこえさせたまふ。位をつぎ給
ひてより和銅元年に御元服し給ひてぞ
十四よりおはしましけるとぞ。おほやけごとをばまして
とりてぞ御門に位をゆづりたまひしなり。
和銅八年九月二日位をつぎ給ひぬ。年三十五ぞとぞ
給ふる。九年也。年号かはりて霊亀とぞきこえさせ。三年ぞ
申し九月に位をつぎたまふ。のちのゆづりの
行幸ありきそれのゆとあらぬ人をかぎりてくろ
をぞありきめぐらしかはりたまひしかはりかは
なるぞいとをかしきをあるべしかはりかはる
まくて位をつぎ給ひぬ。十一月七日年号を養老と
かへたまふ。二年とぞきこえさせ。不比等の律令をえらび
あらためつゝ。三年とぞきこえさせ。二月
に百官をあつめて宴をぞしたまふ。
同四年八月二日右大臣等をぞ任じたまふ。九月に大隅日向
の国をぞ。おのおのの国をもちかへりたまふ。
あるべしとぞ。宣旨をぞくだしたまひて。
ひとをとをしてあまたをぞ。

とおぼしきされども乃詔宣しをくりかひのごと
おほくせんとあるせりあれよりて放生會をすべし
せのうあらせしうでもしより法皇の殺生禁ハしらどは
ましまり。同五年八月三日ぷんてや太上天皇もろも
よ。不法等乃ぶとくよ。山階寺乃ぶとくよ。小圓堂と建
法ひこ。同八年二月四日時門位をあとよ繼たてま
はり法ひく。太上天皇とぞ申

第四十六 聖武天皇 天平勝寶七年五月二日崩年五十二 葬佐保山陵

次乃位門聖武天皇とぞ申。文武天皇の御子位母不比
等ノ女皇太后宮の御子也。養老八年二月四日位り
ぢき法ふぶ年井久ぷせとぞ申。年なり。

年号を神亀とぞ申。二年とぞ申。よもろ
ぞ申。村子の御ぞ申。ありこ年とぞ申。七月よ。
さくはあよハいでぞ申。きりきそより法
太上天皇きのあ御ひ御ぞ申。御ぞ申。山
階寺の内よ。東金堂とぞ申。たたく法ひ御ありそのと
行基菩薩やとぞ申。きの橋をぞ申。そのうへよ法華
をまうけく供養御法ぞ申。あそうてあ
てなれ御ある人御ありきぷ年とぞ申。三月廿日
くつをは供書せ御れ御也。行基菩薩で尊卑して
行くせて。天平五年七月よりうんがんへけどまと
御ありぷ同六年四月十一日よ。光明皇后位母乃橘宮

氏乃作あり。山階寺はくちは西金堂とて殆ひき。
同七年吉備の大臣を遣唐使あり。よとぶめられて日月を
ぬんじたり給きて。十日ばかり世界てをありは
そりぬ。とうらかりめを設。日本國の人をさぶら
てうへ作ぶはよりて。秘術ともちくり月とかく殆
ふりとやそれば。唐へ渡りきれて。同十二
年九月は太宰少貳廣継と申人を宮合の
はかくぶ。三人一万人の作ら物をおそて。ぶんとを
ぶりぬけてまつらんとぶはりそてまつるといふ
きこえて。東人とのの人はよくふくれいくさ一万せる
人をあむぐして。八幡乃ふは祈りくはくくしの給

よつてたんぶ十二月は伊勢太神宮は行幸し給ひ
てぶはりを祈りはひしふ。あれ月十一日は肥前國まり
らは那ふまくぶ武ぶづまりはひしとろりぶ。
ふぶ乃ふとておくしまは。同十三年六月戊寅日
奉京中の僧くまの井ありて作りき。同十四年十
一月小陸奥はの人乃雲ぬりは作りき。十五年十月十
四日あてふ乃信樂寺はて東大寺は大佛をなぶ給
はひき。同十七年八月廿三日はぶ大佛殿冠
をつきもめ給。同十九年九月廿九は大佛をいて
まつり給。同廿日は陸奥はりあぶ。九百あを
ぶくまりまつりぶ。日本國は金はぶくぶる

よりはじまれりとぞあれよりて四月十八日より年号を天平勝寶元年とぞあらためられぬる年号はじめて又ひろまりはじめぬ年代記などにはいつ
ぐ御ありて七月二日位をさりてゆづりたまひて太上天皇とぞ申ける御年五十五にぞなられぬ

第四十七 孝謙天皇

次の御門孝謙天皇と申す聖武天皇の御女にぞ坐す母不比等の右大臣の光明皇后にぞおはします天平勝寶元年七月二日位に御年廿一にぞ坐す御年十年也

亀山年より御年二歳にぞ坐す

位をはじめ給ふ御き天平勝寶元年十月廿四日に東大寺の大佛をいとなまれてまつりとりをこなひ給ふ
乃往八幡宮のよの事ともくわしくあり十一月より八幡の文をもてなしまつりたまひ十二月より御ものの
をもてなしまつりたまひきあるいはくるやばくるまをもてまいらせてまつりしあり七日丁亥東大寺供養
ありきに聖武天皇は太上天皇と
くわしくあれ供養よりあとせられぬ八幡の文
をおくりまつりきめでたくおはします事どもなれ
人まいりおはしますもとまりぬ天平勝寶四年二月
十四日より東大寺乃大佛よりはじめくあぐをあり

そもそもこの月九日万僧を請じて供養ありて
ことゆゑなりけるの後今年ぞ道鏡うらへま
いりて如意輪法をおこなひし初よりやうく法門の
御おぼえいできはじまりしゆゑなりの法皇
ハ出家なり寛平二年九月に位をゆづ
りきたてまつる。太上天皇とぞ申し侍

宮内庁書陵部
宮内庁書陵部

国立公文書館
National Archives of Japan